

令和7年8月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和7年8月22日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時30分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員
教育局長 篠田 寛
県立高校改革担当局長 田熊 徹
副局長 田村 暢
教育参事監（働き方改革担当） 濱田 啓太郎
教育参事監（学校教育担当） 増田 年克
総務室長 宮田 一男
行政部長 高安 賢昌
インクルーシブ教育推進担当部長 篠原 朋子
指導部長 市川 幸春
支援部長 八矢 信宏
生涯学習部長 信太 雄一郎
企画調整担当課長 鈴木 鎮夫
管理担当課長 高橋 慶吏
財務課長 渡邊 太郎
参事兼高校教育課長 渡貫 由季子
子ども教育支援課長 本間 隆司
- 7 提出議題 次葉のとおり

教育委員会 8 月臨時会 会議日程

日時 令和 7 年 8 月 22 日（金） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 臨教第 19 号議案 | 令和 8 年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について |
| 臨教第 20 号議案 | 令和 7 年度教育委員会の点検・評価について |
| 臨教第 21 号議案 | 令和 7 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 臨教第 22 号議案 | 令和 7 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |

日程第 2

- | | |
|---------|--|
| 請願第 3 号 | 「2026 年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について |
|---------|--|

教育委員会 8 月臨時会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 8 月臨時会を開会いたします。

 本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第 3 項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。

 本日の会議録署名委員ですが、下城委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

下城委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第 1 として「令和 8 年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について」ほか 3 件の付議案件があります。

 また、日程第 2 として「「2026 年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について」の請願があります。

 お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の臨教第 20 号議案は、議会に報告する案件ですので、会議を公開することで教育行政の公正または、円滑な運営に支障が生ずる恐れのある案件、また、臨教第 21 号議案及び臨教第 22 号議案は、知事への申し出に関する案件です。よって、地教行法第 14 条第 7 項ただし書及び会議規則第 35 条第 1 項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

 それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入ります。

 それでははじめに、進行の関係から日程第 2 の請願第 3 号に入ります。

請願第 3 号 「2026 年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について

 説明者 渡貫高校教育課長

教育長 この請願については、前回の委員会で継続審議としていたもので、その内容については、委員の皆様にご理解いただいているとは思いますが、確認のため、渡貫高校教育課長から要点の説明をお願いします。

高校教育課長 請願第 3 号について、概要の説明をします。ファイル 05 をお開きください。請願者

は、かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会です。本請願については、7月28日付けで提出され、8月5日の教育委員会8月定例会に付議され、継続審議となっているものです。具体的な請願項目8点について説明します。

1点目は、2013年入試より実施した「定員目標設定方式」の検証を行い、全日制を希望する子どもたちが全日制高校に進学できるのに十分な定員計画と条件整備を県が責任をもってすすめること。

2点目は、「全日制計画進学率」を県民に明示して生徒募集計画を策定すること。

3点目は、2026年度の計画進学率については、平成11年度策定の「県立高校改革推進計画」で掲げた最低目標値93.5%以上とすること。

4点目は、2026年度の生徒募集計画については93.5%以上の全日制進学率が達成できるように、公立、私立の募集定員を策定すること。なお、私立高校の募集定員確保については、福祉子どもみらい局の所管となり、本委員会で採択することはできませんので、福祉子どもみらい局に本請願の写しを送付した上で、趣旨を伝えております。

5点目は、公立高校生徒・私立高校生徒の高校奨学金を充実させ、授業料以外の費用についての支援制度も充実すること。このことについては、高校奨学金の充実及び公立高校に係る授業料以外の費用への支援制度の充実については教育委員会所管で、私立高校に係る授業料以外の費用への支援制度の充実については前項の後半と同様に、福祉子どもみらい局の所管となりますので、同様に主旨について、既に伝えているところです。

6点目は、生徒募集計画の策定に当たっては、中学及び高校の教員代表、PTA及び保護者代表を、オブザーバーではなく正式なメンバーとして参加させること。また、公聴会を開いたり、中学生・高校生の意見反映を図る仕組みを工夫するなど、より開かれた議論の場とすること。

7点目は、現在10月に実施している「公立中学卒業予定者の進路希望調査」を、より早い時期に実施し、生徒の進路希望の実態をより正確に把握して、当該年度の募集計画に反映させること。

8点目は、生徒の学ぶ権利を保障するため、一学年9学級以上の大規模校や過密学級を生み出す高校統廃合を中止し、今後あらたな高校削減は行わないこと。また、大規模校も解消し、生徒個々に対応できる学習環境と感染症対策としての少人数学級実現のための教育条件整備計画を策定すること。

請願第3号の説明は、以上となります。よろしくお願いします。

教育長

それでは、ただいまの説明も踏まえた上で、請願第3号の審議を行います。この請願は、ただいま説明のありましたとおり、8項目ありますけれども、項目4それから項目5の私立高校の部分については、教育委員会の所管外となりますので、ここでの審議はそれを除くということになります。意見、質問をいただく前に私から確認をさせていただきたいのですけれども、毎年同様の請願があり、昨年もありました。昨年も県教育委員会としては不採択という決定をしておりますけれども、昨年の請願内容と比較して、今年の請願の変更点、特に新しい点はどこなのか確認をさせていただきます。

高校教育課長 請願項目5については、「高校奨学金の充実」という部分が新規要素となっています。請願項目7については、昨年度「公立中学卒業予定者の進路希望調査」を5月と10月の2回実施するようにとりましたが、今年度はより早い時期となっています。この2点が変更点です。

教育長 分かりました。請願項目5「高校奨学金の充実」という点と、請願項目7が若干の表現が変わったということによろしいですね。

高校教育課長 はい。

教育長 それでは、これも踏まえて、委員の皆様からご意見・ご質問があればよろしくお願いします。

下城委員 それでは、ただいまご指摘のあった新しくなった点です。まず、請願項目5の公立、私立の高校奨学金について、近年、制度を充実した具体的な事例がありましたら教えてほしいです。

財務課長 近年の制度改正としましては、まず、令和4年度から貸付月額の上限額を1万円引き上げるとともに、所得制限を緩和し、年収約800万円未満から年収約910万円未満に引き上げるなどの見直しを行いました。また、令和7年度から所得制限を撤廃し、学資の援助を必要とする生徒には、保護者等の年収にかかわらず、貸付を行うような見直しを行いました。

下城委員 請願項目5にあったようなアップデートができているということですね。十分かどうかはともかくとして。

続けて、請願項目7で、10月に実施している「公立中学校卒業予定者の進路希望調査」を、より早い時期に実施し、募集計画に反映させることと請願の方ではなっているのですが、これはどのように捉えておられるでしょうか。

高校教育課長 中学校では、1学期末に、生徒・保護者・担任の三者面談を通じて、生徒の進路希望を把握しているという状況で、その後、夏休みに学校見学に行ったり、説明会を聞きに行ったりというような状況を踏まえて、進路希望調査を行うと考えますと、現状の時期に実施している進路希望調査が、より実態に近い形で把握できているのではないかと捉えております。

下城委員 より早い時期とありますけれども、十分、実態に合わせた時期になっていると考えるということですね。

教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にご質問がないようですので、この請願に関する対応について、私か

ら提案をしたいと思います。

まず、昨年不採択としました請願と特に趣旨が変わっていない請願項目については、教育委員会の対応も特にこの間に変化はありません。また、新規要素という点になりますけれども、ただいま質疑にもありましたが、「高校奨学金の充実」という点では、従前から改善を行ってきており、今年度からは所得制限を撤廃して、保護者等の年収にかかわらず、貸付を行っているということで引き続き充実に努めているところ。また、質疑にありませんでしたけれども、授業料以外の費用の支援という点についても、生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に、これは国の補助金を活用してということになります。高校生等奨学給付金も支給支援をしているところです。これらのさらなる拡充について県教育委員会としては、国にも要望しているところです。

それから、若干の文字修正、字句修正ということで、「公立中学校卒業予定者の進路希望調査」の実施時期を早めてほしいという請願がありましたけれども、これも質疑にありましたとおり、中学校では1学期の末に、三者面談を通じて進路希望を把握しているということから、子どもの心情等も踏まえますと、現状の時期、それ以降の概ね10月に行っている進路希望調査が、より実態を反映していると考えているところです。こうしたことから、この請願は昨年の請願から変更になった部分を含めて全体を俯瞰しましても、教育委員会の認識と異なる部分が多くありますので、私としては、この請願に対して、不採択を提案したいと思います。本請願に関して不採択と扱うことについて、お諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、ご異議がないものと認め、請願第3号については、不採択と決しました。事務局においては、不採択の結果、理由等について文言を整理して請願者の方にお返ししてください。

それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは、日程第1の臨教第19号議案に入ります。

臨教第19号議案 令和8年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について
説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル01の臨教第19号議案「令和8年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について」ご説明します。令和8年度に神奈川県立の高等学校及び神奈川県立の中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書について、本ファイルの3/336～336/336ページの（案）「令和8年度使用教科書選定一覧」のとおり採択いたしたく、ご審議をお願いします。

2/336ページに、「令和8年度使用教科書選定一覧」に掲載されている学校を示しておりますので、ご確認ください。なお、高等学校の教科書と中等教育学校の後期課程の教科書とは、法令等の定めなどがほぼ同じですので、高等学校の教科書を例に挙げながら説明します。

まず、教科書の採択の法的根拠については、資料に記載はありませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条で、教育委員会の職務権限のひとつとして「教科書その他の教材の取扱に関する事」が定められております。これを受けまして、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の第12条において「高等学校において使用する教科書は、神奈川県教育委員会が採択したものでなければならない。」と規定されておりますので、本日、採択をお願いしております。

次に、「採択手続」です。ファイル01-2「臨教第19号議案関係」をお開きいただき、1/8ページをご覧ください。ここには、「令和8年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針」があります。

2/8ページをご覧ください。補足となりますが、文部科学省が指定する「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」において、教育課程の特例が認められた科目で過年度使用していた教科用図書については、文部科学大臣が作成する高等学校用教科書目録（令和8年度使用）のうちから採択することによらない特例を認めることを文部科学省に確認しております。

95/336ページをご覧ください。横浜緑ヶ丘高校で選定された教科書一覧になります。下から2段目の情報Ⅰの教科書が特例を認めた教科書です。同様に、特例を認めた教科書として、325/336ページの一番下の段に相模原高校で選定された情報Ⅰの教科書が掲載されておりますので、後ほどご確認ください。特例を認めた教科書は、この2点のみになります。

次に、3/8ページにお戻りください。ここには、高等学校等の教科書採択の流れをお示ししております。ただいまの採択方針に基づき、この図の右端上の「高等学校等」の列にあります「教科書選定会議」を各学校の校長が主宰し、使用希望教科書を選定して、7月に教育長あてに報告されました。この報告を受けまして、7月31日（木）に、「県教育委員会」の列の中段にあります「教科書調査委員会」を開催しました。この会議におきまして、各学校の使用希望教科書選定理由について点検いただきました。この会議の結果を踏まえたものが、今回の議案です。なお、この会議については、後ほど、ご報告いたします。

では、各学校における教科書選定について、二つの高校を例にとりてご説明します。4/8ページをご覧ください。選定する際に考慮する教育方針等が挙げられております。読み上げは省略させていただきますが、鶴見高校ではこれらの方針を考慮して、令和8年度に使用する希望教科用図書の選定を行いました。

5/8ページをご覧ください。例として、「現代の国語」をご覧ください。ここでは、東書（東京書籍）の「精選現代の国語」を1年次で使用する教科書として選定しております。選定理由をご覧くださいますと、まず、「東書「精選現代の国語」、三省堂「精選現代の国語改訂版」、大修館「新編現代の国語改訂版」の3点に絞り、それぞれの特徴を比較検討した。」とあります。こちらは、選定の第一段階として、当該高校における教育方針等に基づいて、高等学校用教科書目録に掲載されている「現代の

国語」の教科書の中から候補を絞り込んだということです。

続きまして、「作品と関連したテーマを掘り下げて解説するコラムが充実しており、思考力、判断力、表現力を高めるという点から東書「精選現代の国語」を優れていると判断した。また東書「精選現代の国語」は、キーワード解説が詳しく、使用されている漢字の難易度や慣用表現が、本校生徒に適しており新たに選定することとした。」としております。この部分では、3点に絞った後、生徒の立場に立って、教科書の特長を考慮し、最終的に1点を選定した理由が記載されています。原則として、どの学校のどの科目についても、このように、選定理由の記載にあたっては、3点程度の教科書に絞り、最終的に1点を選定したことが明確になるよう記載しております。

また、科目によりましては、発行される教科書が1点しかないものがあります。例として、神奈川工業高校の専門教科「工業」を例に説明します。6/336ページをご覧ください。ここでは、実教出版の「工業技術基礎」という教科書が選定されております。選定理由の読み上げは省略しますが、この教科書は、工業科の科目「工業技術基礎」の教科書としましては、唯一発行されるものです。この場合は、「候補の絞り込み」はできませんが、教科書を研究し、教科書選定に取り組んでいることが示されております。

ここで、全ての学校のご説明はできませんが、この2校と同様に、各科目の教科書を全て選定対象として検討した上で、校長が適切に使用希望教科書を選定しております。

続きまして、3/8ページにお戻りください。中段8月の欄に記載しております教科書調査委員会での調査の状況を報告いたします。教科書調査委員会は8月上旬と記載されておりますが、今年度は7月31日に、事務局職員、県立高校の校長、外部有識者、県高等学校PTA連合会役員などを委員とする「神奈川県立高等学校等教科書調査委員会」を開催しました。この会議で、各学校から提出された使用希望教科書の選定理由について、点検していただきましたところ、適切に選定が行われていたというご意見をいただきました。

説明は以上です。

下城委員 それではご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員 先ほどのスーパーサイエンスハイスクールの特例の件なのですが、全国に通知されたものなのか、それとも、こちら側から、これを使いたいのだけどと尋ねて回答がきたものなのか。回答であるとしたら、文書できたものなのか。それから、そういう特例扱いはよくあることなのかという3点をお願いします。

高校教育課長 まず、経緯なのですけれども、この2校については、1年生のときにSSHの特例科目で、学校設定科目の中で準教科書として、「情報Ⅰ」の教科書を生徒は購入していたという状況です。3年生の自由選択科目で、学習指導要領上の「情報Ⅰ」を開講する際に、教科書を持っているのだけれども、これをどうしたらよいかと文部科学省の方に問い合わせたところ、今持っている教科書を使用するのは可能。ただ、教科書

の改訂があつて、令和８年度の目録には載っていないのですが、目録に載っていないけれども、今度は「情報Ⅰ」で使う教科書であるので、改めて選定をして採択をしてくださいといったような回答をいただいて、そのような対応をしています。なので、文書で通知をいただいたというようなことではなく、このケースについて、文部科学省に確認をしたところ、そのような回答をいただいたので、このように手続きをしているということになります。

下城委員 よろしいですか。

常陸委員 今のご質問に関連してなのですが、情報というのはやはり、日々いろいろ技術も変わってきていまして、教科書の中身自体も、かなりいろいろ情報もアップデートされているところがあると思うのですが、そこも含めて、今回、過年度のものを使用するのは問題ないという判断が出たということですね。

高校教育課長 そうですね。過年度の今持っている教科書を使うことについて認めるというように、文部科学省から確認をいただいたということです。

常陸委員 前回の改定のときには、このような特例の確認というのは、特には発生しなかったということですか。

高校教育課長 はい。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 先ほどの、3/8ページの採択の流れが、どこの学校でもかなり定着してきているだろうとは捉えているのですが、学校から上がってきたもので、調査研究委員会にかける前に、確認・修正・再提出というプロセスがあると思うのですが、その段階で、何か学校から出てきたものに対して、教育委員会の方から指摘が入って修正が加えられたようなケースはあったのかという点を、まず一つ教えてください。

高校教育課長 文言の誤字脱字や選定理由について、例えば、別の科目の選定理由なのに、同一の理由になっていたりする場合には、科目が違うので、別の選定理由があるだろうから、そこについては検討してくださいというような指摘をさせていただくことはありましたが、大きく変えていただくようなことはありませんでした。

笠原委員 今の課長の説明をそのまま受けとめれば、そうなのだとするのですが、冒頭で言ったように、この流れが各学校に定着してきた。そうすると、ある程度、形式化しているわけです。そうすると、きちんと調査をして、当然のことはやっているのでしょうけど、コピペというか、そういう形で無意識のうちになっているということも、無きにしも非ずだとすると、やはり形骸化してしまうことが、とても危惧するところです。各学校で、これだけの教科書について調査研究資料を作っていくということ自

体は非常に大変だけれども、やはり子ども達に提供する教科書として、学校のスクールポリシー等にしっかりと合っているかどうか、確認ができるようにしていくために、単純に違うのではないのですかと指摘をするのか、プロセスとしてしっかりやっているのかどうかというところは、定着したが故に、形骸化していかないためにも、適切なフィードバックをしていただきたいというところがあります。よろしくお願いします。

下城委員 他はいかがでしょうか。

佐藤委員 先ほどの目録外から選んでもよいという特例の限度、こういう理由だからよいのですということが文書で残っていないと、今後、ほかの例でも、前に認めたからこれもよいのではないかみたいな話にならないのかと心配になりました。質問というか感想です。

高校教育課長 そのとおりではない特殊な例が出てきた場合には、その都度、文部科学省の方にも問い合わせ、前例どおりだからということはないように今後もしていきたいと思えます。

下城委員 私からもよいですか。佐藤委員の最初の質問の中に、全国でもあることなのかということが入っていたと思うのですが、把握されている限りで結構ですけど、他にもあるのですか。

高校教育課長 他県の状況については聞いていないので、このケースについて問い合わせた回答ということでしたので。

下城委員 このケースは問題にならないケースだとは思うのですが。
他にいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長をお願いします。

教育長 それでは、ただいまの臨教第19号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員 それでは次に、臨教第20号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監（働き方改革担当）、教育参事監（学校教育担当）、総務室長、行政部長、インクルーシブ教育推

進担当部長、指導部長、支援部長、生涯学習部長、企画調整担当課長、管理担当課長を指定します。

（9時55分非公開の会議に入り、10時30分公開の会議に戻る）

教育長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

＜非公開会議審議等結果＞

日程第1

臨教第20号議案

- ・ 企画調整担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第21号議案

- ・ 子ども教育支援課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第22号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。